



広報



発行／越谷市 〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1
☎ 964-2111(代表) FAX 965-6433 編集／広報広聴課

越谷市のホームページをご覧ください。アドレスは <http://www.city.koshigaya.saitama.jp>

こしがや

お知らせ版 (毎月 1日発行)

12月号 No. 1151

平成16年(2004年)12月 1日発行

『広報こしがや』は、お知らせ版のほか季刊版(4月、7月、10月、1月の15日)を発行しています。
『広報こしがや』は、自治会等を通して各家庭にお配りしているほか、市内の主な公共施設や駅に置いてあります。

お頼みします。
収集作業や処分の際の事故を
防止するため、スプレー缶・カ
セットボンベ・ライター等は、
ごみ集積所の赤色のカゴに入れ
てください。皆さんのご協力を
お願いします。

危険物の分別収集に
ご協力ください

粗大ごみは、お早めに電話で
環境資源課 ☎ 963-5300
へお申込みください。申込み多
数の場合は年内に収集できない
場合があります。

粗大ごみには
お早めにご確認ください

事前にご確認ください
年末年始のごみ収集

年末年始の各地区のごみ収集を表のとおり行います。事前にご確
認のうえ、計画的にお出ください。また、年末年始はごみの量が確
たいへん多くなるため、収集時間が通常と異なる場合があります。

●燃えるごみ・古紙類

収集地区	年末	年始
燃えるごみ	古紙類	
月・木の地区	月の地区	12/30(木)まで 1/6(木)から
火・金の地区	火の地区	12/28(火)まで 1/4(火)から
水・土の地区	水の地区	12/29(水)まで 1/5(水)から

*12/23祝は月・木地区の燃えるごみの収集を行います
*1/10祝は月・木地区の燃えるごみ・古紙類の収集を行います
*新聞紙、段ボール、雑誌等の古紙類は古紙回収日に収集を行います

問合せ

環境資源課
963-5300
管理係
9181
81

●し尿くみ取り

年末	年始
12/30(木)まで	1/4(火)から

粗大ごみ
(戸別有料収集)
☎ 963-5300

●燃えないごみ

収集地区	年末	年始
月曜日の地区	12/27(月)まで	1/10(祝)から
火曜日の地区	12/28(火)まで	1/4(火)から
水曜日の地区	12/22(水)まで	1/5(水)から
木曜日の地区	12/23(木)まで	1/6(木)から
金曜日の地区	12/24(金)まで	1/7(金)から

*12/23祝は木曜日地区的燃えないごみの収集を行います
*1/10祝は月曜日地区的燃えないごみの収集を行います

桜井地区センター



自動交付機の設置場所案内



越谷消防本庁舎



南越谷地区センター



*掲載した市役所各課の電話番号は直通番号です

*10月の交通事故788件 死者1 負傷者239人 *10月の火災8件 救急出動回数876件

今号の主な内容

- 年末年始の市の業務 ②
- 越谷市の財政状況を ③
- お知らせします
- IT講習会受講者を募集します ④
- お知らせ ⑤ ⑥
- 催しご案内 ⑥ ⑦
- 健康と暮らし、ホームドクター ⑧ ⑨
- 親子のページ ⑩
- こどもコーナー ⑪
- まちのわだい、各種相談 ⑫



2003年～2010年
越谷市健康づくり行動計画

いきいき越谷21
すこやか はつらつ 明るいくらし

1月4日(火)から

自動交付機で 戸籍証明が受け取れます



市では、市内3カ所に自動交付機を設置し、平日の夜間や土曜・日曜日、祝日でも住民票の写しと印鑑登録証明書の交付をしています。

これに加え、1月4日(火)から

が、戸籍全部事項証明(謄本)、

戸籍個人事項証明(抄本)を自

動交付機で交付します。自動交

付機を利用する場合には、こし

がや市民カードが必要です。今

号では、申請手続きなどをご紹

介します。

付機を利用する場合には、こし

がや市民カードが必要です。今

号では、申請手続きなどをご紹

介します。

●申請できる方

市内に住民登録している15歳以上の方。

市内に住民登録があるあっても、

本籍地が越谷市以外にある方

は、戸籍証明を受け取ること

ができません。

●申請に必要なもの

印鑑、こしがや市民カード

(お持ちの方、官公署発行の顔写

真入りの身分証明書。なお、顔

写真入りの身分証明書。なお、顔

写真入り

越谷レイクタウン地区
(仮称)水と緑の懇談会参加者を募集します

（場所）	都市再生機構埼玉東部開発事務所（西万1丁目）
（対象）	将来にわたり維持管理運営等をしていただける市内在住の方8人
（応募方法）	12月13日(月)まで、 都市再生機構埼玉東部開発事務所（問合せ）
（活動日時）	12月22日(水)から月1回程度平日の夜間2時間程度。フィールドワーク実地調査等の場合は土曜・日曜・祝日
（問い合わせ）	都市再生機構埼玉東部開発事務所（問合せ） 63922222

12月15日～1月3日は 年末年始の 交通事故防止運動期間です

年末年始は飲酒の機会が多く、また交通量の増加や慌ただしさから交通事故の増加が懸念されます。埼玉県では、「幸福の青い鳥・チャレンジ300「92」作戦」とともに、「年末年始の交通事故防止運動」を12月15日㈬～1月3日㈪に実施します。

運動期間中は、次の項目を重点目標として推進していきますので、交通安全にご協力をお願いいたします。
 ○薄暮時・夜間の交通事故防止
 ○飲酒運転など無謀運転の追放
 ○自転車等利用者のマナーアップ
 (問合せ)
 越谷警察署☎ 964-0110、
 市役所交通防災課☎ 963-9185



年末年始の市の業務(○印が利用出来る日です)

	12/28 (火)	29 (水)	30 (木)	31 (金)	1/1 (祝)	2 (日)	3 (月)	4 (火)	備考
市役所	○								○ A
北部・南部出張所	○								○ A
斎場	○	○	○	○			○	○	B
中央市民会館	○								○
北部市民会館	○								○
市立病院	○								○ C
保健センター	○								○
生涯学習センター (地区センター・公民館)	○								○
市立図書館	○								D
北部・南部図書室	○								D
総合体育馆									
市民プール	○								○
野鳥の森	○								○
こしがや能楽堂	○								○
花田苑									
サンティ	○								○
児童館	○								○
けやき荘	○								○
くすのき荘	○								○
ゆりのき荘	○								○
男女共同参画支援センター	○								○
科学技術体験センター	○								○
水道企業団	○								○ E
社会福祉協議会	○								○
こばと館 (手話通訳の派遣事務所)	○								○ F
小児夜間急患診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	G
自動交付機	○								○

A. 出生・死亡などの届け出をする方は市役所守衛室（本庁舎北側1階）へ
 B. 祭壇の貸し出しは、12/31・1/1は休み
 C. 年末年始の診療（内科・小児科・外科・脳神経外科・産科・婦人科）は救急患者のみ
 D. 本の返却はブックポストへ。北部・南部図書室の12/28の利用は午後5時まで
 E. 上下水道料金のお支払いは、納付書裏面に記載のコンビニエンスストア、金融機関、郵便局へ
 F. 1/4～11に手話通訳者の派遣が必要な方は12/28までに申請してください
 G. 受付時間は19:30～22:30、診療時間は20:00～23:00

市・県民税について お知らせします

1月1日現在の資産状況を申告してください。（郵送可）
 〔提出期限〕 1月31日(月)

〔提出先〕 資産税課（本庁舎1階）

〔申告書〕 申告書が届かない方は左記へご連絡ください。

IT講習会（後期）受講者を募集します

ITに関する技能を習得することを目的とした初心者向けの講習会を開催します。
 〔日時・会場〕 下表のとおり
 〔講習内容〕 いずれのコースも12時間です。



▽基礎コース：パソコンの基本操作、文字の入力、インターネットの利用、電子メールの送受信
 ▽文書作成初級コース：ワードの基本操作、文書の編集・印刷等
 ▽表計算初級コース：エクセルの基本操作、表計算の基本操作

12時

間

で

す

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

● 越谷保健所からの
お知らせ

【☎ 964-1266】

冬場になるとノロウイルスによる食中毒に気をつけましょう！

冬場になるとノロウイルスによる食中毒が多発します。感染すると吐き気、おう吐、腹痛、発熱の症状を示し、高齢者や幼児など抵抗力の弱い方では重症になることもあります。

● 医師・歯科医師 届け出について

F 12月31日現在で医師・歯科医師・薬剤師免許をお持ちの方 E 1月4日(火)～14日(金)

(土曜・日曜・祝日を除く)

に保健所へ

● 消費生活講座「世界の暮らし
びりレポート」

A 12月17日(金) 午後1時30分～3時30分 D 中央市民会館第17・18会議室 G オーストラリア・アメリカでの暮らしを紹介するほか海外移住予定者の話など。講師は海外ロングステイ・アドバイザーの小林一成さん F 60人 H 無料 E 電話で市民生活課 ☎ 963-9156

● こしがや市民法律教室(1月)
実施分 受講者の追加募集

A 1月10日(土) 午後2時～4時 D 中央市民会館第4・6会議室 G テーマは「財産管理と法律」成年後見制度、おばあちゃんの財産が狙われている！さあどうやつて守ろう。講師は弁護士の鷲田敏さん F 20人程度

● 消費生活講座「世界の暮らし
びりレポート」

A 12月17日(金) 午後1時30分～3時30分 D 中央市民会館第17・18会議室 G オーストラリア・アメリカでの暮らしを紹介するほか海外移住予定者の話など。講師は海外ロングステイ・アドバイザーの小林一成さん F 60人 H 無料 E 電話で市民生活課 ☎ 963-9156

消費生活センター
西343-8501
越ヶ谷4-1-1
☎ 965-8886

H 無料 E 電話で市民生活課

963-9156

うちいきなり断るとは何事だ！」などと、口汚くののしられ、長時間にわたって電話を切らせてもらえないかつた。さらに夫がいる土曜日に再度電話で説明するということになってしまった。担当者名は覚えていない。

どう対処したらよいか。

（アドバイス）

マジックの販売については、宅地建物取引業法の規制を受けF市内在住の方で構成するG テーマは「寒い冬に体の芯か

ら暖かくなり元気ができる米料理」F市内在住の方で構成するG テーマは「寒い冬に体の芯か

ら暖かくなり元気ができる米料理」F市内在住の方で構成するG テーマは「寒い冬に体の芯か

ら暖かくなり元気ができる米料理」F市内在住の方で構成するG テーマは「寒い冬に体の芯か

ます。相談者の申し出内容から同法の施行規則に定められた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法もあり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法もあり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法もあり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法もあり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法もあり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法もあり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法があり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法があり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

うな方法によりその者を困惑させること）に該当するおそれがあ

ります。

今後同じ業者から同様の勧誘

電話があった場合は、社名およ

び担当者名を聞き、改めて「マ

ジックを購入する意思はない

ので、二度と電話をしないでく

ださい」とハッキリ断りましょ

う。そのうえでさらに勧誘が続

いたり、恐怖心をあおるような

言葉で威圧してきた場合は、當

該業者に免許を与えていた都道

府県または国土交通省の宅地建

物取引業規制課に申し立て、行

政上の措置を求める方法があり

ます。

消費生活に関するご相談は、

消費生活センターへ

ます。

相談者の申し出内容から

同法の施行規則に定め

られた迷惑行為（電話によ

る長時間の勧誘、その他の私生

活または業務の平穀を害するよ

The collage features several black and white photographs of students in oval frames. At the top right is a portrait of a girl with the text 'みんなの作品 花田小学校' (Everyone's Work, Hanita Elementary School) and a drawing of two children. Below it is a portrait of a boy with the text '3年 鈴木 来驅さん'. In the center is a large vertical calligraphy piece reading '五年 本田杏菜 仲間' (Year 5, Honda Anna, Companions). To the left of the calligraphy is a portrait of a girl with the text '5年 本田杏菜さん'. On the far left is a portrait of a boy with the text '島田さんのだるまこうじょう' (Ishida-san's Daruma-kojou) and '鈴木 来驅'. At the bottom left is a portrait of a boy with the text '3年 鈴木 来驅さん'. The background of the collage includes faint drawings of traditional Japanese elements like a torii gate and a garden.

25年前、結核で苦しむネバールの子ども達を救おうと、市内小中学校の児童生徒が古切手を収集し、医療援助活動を行いました。そのお礼に、現地の子ども達が描いた絵が送られてきました。これがきっかけとなり始まったのが国際理解图画展です。

今年は、11月3日(日)10日にサンンディイを会場に開かれ、500点を超える市内の児童生徒の作品に加え、ネバール、台湾、トルコ、ブラジルなど世界8カ国から約200点の作品が展示されました。

訪れた子どもは「いろいろな国の絵を見るのはとても楽しい」などと話していました。

700点を超える作品が展示されました



▲紹介してくれた3年生の安井沙樹さん

*次回は西方小です

さらに、部活動に一生懸命取り組み、陸上部をはじめ好成績を残しています。また、吹奏楽部は近くのデイサービスセンターへ訪問し、地域との交流もさかんです。

35 大袋中

・いきいきのびのび した学校

送をにとまで学

大袋中学校は緑が豊かで、毎年入学式には校庭に素晴らしい桜並木があります。生徒のみでのび生活していく、とても活気のある学校です。

また、大袋中生は何事にも積極的に取り組み、一つ一つの行事にも力を入れています。運動祭や三年生を送る会はもちろん、他の行事も大変活気があり、クラスで協力する力が身についています。

さらに、部活動に一生懸命取り組み、陸上部をはじめ好成績を残しています。また、吹奏楽部は近くのアービスセンターへ訪問し、地域との交流もさかんです。

応募のしかた

12月15日（消印有効）までにはがきに答え・住所・氏名（ふりがな）・性別・学校名・学年・広報を読んだ感想などを書いて、〒343-8501越谷市役所「広報こしがやこどもクイズ」係まで。正解者の中から10人（抽せん）のお友達に記念品をおくります。

- ①アカクビワラビー
 - ②ジャイアントパンダ
 - ③エミュー



11月号（388回）のこたえ

こんにちは
すこやかさん





いさわ さくら あおい
▲伊澤桜ちゃん葵ちゃん
(H14.3.20-H12.3.23 赤山町)

▲庄司翔和ちゃん杏菜ちゃん
(H15.9.23, H10.10.9 東越谷)

きくち あやみ
▲菊地彩未ちゃん
(H15.12.27 北後谷)

みうら なつか たいが
▲三浦七海ちゃん 大河ちゃん
(H14.1.12 H10.8.4 神明町)

■各種相談(祝日・年末年始を除く) ■*相談はすべて無料です

市民

一般…毎曜～金曜日、午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第1相談室。日常生活全般における相続、債権、債務、離婚、賠償など、法律上の問題を含む民事関係や市政に関するご相談について、市民相談員が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

交通事故…毎週月曜・木曜日、第1・3火曜日。午前9時～午後4時30分(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第1相談室。交通事故による補償問題や手続きなどについて、交通事故担当の市民相談員が相談に応じます。事前に市民生活課へご連絡ください。問合せ／市民生活課☎963-9156

法律(予約制)

一般…毎週水曜日。午後1時20分～4時20分。中央市民会館4階第2相談室。予約は前日の火曜日、午後1時から電話で受け付け。定員8人。法律上の諸問題について、弁護士が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

夕刻…毎月第2火曜日、午後4時～7時。中央市民会館4階第3相談室。予約は前日の月曜日、午後1時から電話で受け付け。定員6人。法律上の諸問題について、弁護士が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

交通事故…毎月第3火曜日。午後1時20分～4時20分。中央市民会館4階第2相談室。予約は当日の午前9時から電話で受け付け。定員8人。交通事故による補償問題、手続きなどについて、弁護士が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

税務

税理士…毎月第1月曜日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第2相談室。税金関係全般について、関東信越税理士会越谷支部の税理士が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

税務署…毎月第2火曜日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第2相談室。贈与、譲渡、相続等の国税について、越谷税務署税務相談官が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

越谷税理士会税務指導所…毎週月曜・木曜日。午後1時～4時。越谷税理士会税務指導所(赤草島3-4草島商店3階、越谷税務署前)。税金関係全般について、関東信越税理士会越谷支部の税理士が相談に応じます。問合せ／関東信越税理士会越谷支部☎962-6131

行政

行政…毎月第2金曜日。午後1時～3時。12月は桜井・大袋・増林・出羽地区センターで実施。国・県・市の行政上の諸問題について、行政相談委員が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

行政書士

行政書士…毎月第1金曜日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階第2相談室。協議書、内容証明、契約、告訴、会社設立、営業許可、農地転用、開発許可、金銭貸借に関する書類の作成・申請代理業務等について、埼玉県行政書士会越谷支部の行政書士が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

登記

登記…毎月第1水曜日。午前9時～正午。中央市民会館4階第2相談室。登記、供託、分筆、表示など、法務局・裁判所に提出する書類について、司法書士と土地家屋調査士が相談に応じます。問合せ／市民生活課☎963-9156

不動産

不動産…毎月20日。午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)。埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場隣)。不動産に関するご相談について、弁護士と相談員が相談に応じます。問合せ／埼玉県宅建協会越谷支部☎964-7611

消費生活

消費生活…毎曜～金曜日。午前9時30分～午後3時30分(正午～午後1時を除く)。中央市民会館4階消費生活センター。商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブルなどについて、消費生活相談員が相談に応じます。問合せ／消費生活センター☎965-8886

女性

生き方・パートナー相談…毎週火曜・木曜・金曜日。午後1時～2時。土曜・日曜日。午前10時～午後2時(正午～午後1時を除く)。/**健康相談**…毎週水曜日。午後1時～7時。/**DV(配偶者等からの暴力)相談**…毎日(月曜日を除く)。午前9時～午後5時。いずれも電話相談(面接は予約制)。問合せ／男女共同参画支援センター☎970-7411

人権

人権…毎月第3木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館5階第7会議室。人間関係や人権問題について。問合せ／人権推進課☎963-9119

人権

人権…毎月曜日。午前9時～午後4時。さいたま地方法務局越谷支局。問合せ／さいたま地方法務局越谷支局総務課☎966-1337

内職

内職…毎週火曜・木曜日。午前10時～午後3時30分(受け付けは午前10時～正午、午後1時～3時)。中央市民会館4階相談室。内職の相談、あっせん、求人(仕事を出す方)の相談について。問合せ／産業振興課労政係☎964-2111

労働

労働…(社会保険労務士)毎週金曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。賃金、労災、雇用、厚生年金などについて。問合せ／産業振興課労政係☎964-2111

ワークプラザこしがや

ワークプラザこしがや…ハローワーク草加の出先機関です。月曜～金曜日。求人情報自己検索…午前9時～午後4時45分(昼休みも利用可)。紹介受付…午前9時～11時、午後1時～4時。一般の方・パートの方・年齢の高い方への職業相談と紹介。パート求人受理。2階は雇用保険受給者への早期就職支援センター。問合せ／ワークプラザこしがや☎967-8609

経営

経営…(中小企業診断士)毎月第1・3水曜日。午前10時～午後4時。中央市民会館4階相談室。事業経営上の問題や経営相談について(電話可)。問合せ／商業観光課商業係☎963-9191

金融

金融…毎月第2水曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。中小企業者のための金融に関する相談について(要予約)。1月以降は毎月第1水曜日までに連絡してください)。問合せ／商業観光課☎963-9191

教育

教育…月曜～土曜日。午前9時30分～午後5時(電話相談は午後9時まで)。越谷市教育相談所(東越谷3-10-7)。いじめ、不登校、非行、発達相談等。対象は幼児～高校生。申込み・問合せ／越谷市教育相談所☎966-6833

家庭児童

家庭児童…月曜～金曜日。午前9時～午後4時。中央市民会館4階相談室(電話可)。しつけや習慣、不登校、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います。問合せ／児童福祉課児童福祉担当☎964-2111

広報こしがやお知らせ版 平成16年(2004年)12月号

・まちのわざい タウンヒート



11月14日、大間野町1丁目にある旧中村家住宅の一
般公開が始まりました。この住宅は、江戸時代に名主を務めた中村氏の旧宅

で、平成9年に市に寄贈されたもの。築百年を超える長屋門、式台付き玄関を持つ主屋、大量の新米を保存していた石蔵、白壁の土蔵の4棟が建築

当初(明治時代初期)の姿に復元されています。

式台付き玄関を持つ主屋
江戸時代の古文書や民具類なども展示しています。
開館時間は午前9時～午後4時30分まで、入館料は一般100円、未就学児は無料です。毎週月曜日はお休みです。

|障害者スポーツ大会

館で開催

市内の各体育施設で

スポーツの秋を満喫

30周年記念



第4回全国障害者スポーツ大会「彩の国まごころ大会」のオーブン競技として、全国精神障害者スポーツ(バレーボール)大会が、11月14日に総合体育館で開かれた大会「彩の国まごころ大会」のオーブン競技として、全国精神障害者スポーツ(バレーボール)大会が、11月14日に総合体育館で開かれました。この大会のスローガンは「ともに感動、ともに笑顔」。精神に障害のある方々のスポーツ大会への

参加を推進するとともに、正式競技化を目指して開催されたものです。当日は、地元の玉川チームを含む12チームが参加。大会の声援を受けた

決勝戦は埼玉県と高知県の顔合わせとなり、埼玉県は惜しくも準優勝でした。



11月23日、市内各体育施設でこしがやスポーツ・クリニックエーションフェスティバル2004が開かれました。これは、国体開催とス

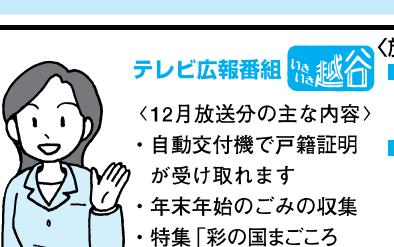
ポ・レク都市宣言30周年を記念し、市民の皆さんができるスポーツ・レクリエーションに親しむことを目的に初めて開催されたもの。

講習会全種目で当日申込を受け付けたため、スキー教室など21種目に、家族やグループなど約200人が参加した。

式典では、スポーツ館で行われた記念式典には、スキー・ラグビー選手会委員127人

に感謝状が贈られました。このほか、心地よい汗を流しました。

12月19日(日) 9:30～10:00
12月20日(月) 11:00～11:30
■テブコケーブルテレビ
12月20日(月)～26日(日)
6:00～6:30、12:00～12:30
16:00～16:30、19:00～19:30
21:00～21:30
*番組は市のホームページ(アドレスは1面に掲載)から動画のまま見ることができます



放送日
テレビ広報番組 越
12月19日(日) 9:30～10:00
12月20日(月) 11:00～11:30
■テブコケーブルテレビ
12月20日(月)～26日(日)
6:00～6:30、12:00～12:30
16:00～16:30、19:00～19:30
21:00～21:30
*番組は市のホームページ(アドレスは1面に掲載)から動画のまま見ることができます

ご意見、ご感想をお寄せください。問合せ／広報広聴課広報担当☎963-9117